

電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年四月二十四日 科学技術庁告示第四号）

最終改正 平成十七年七月四日 文部科学省告示第九十六号

（適用）

第一条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第六条の二第一項、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第二条の十一の二第一項、国際規制物質の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）第四条の二第一項及び第四条の二十一第二項、核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）第三条の二第一項並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第二十条の二第一項、第二十二條の二第一項及び第二十四条の二第一項の規定に基づき、電磁的方法による保存をする場合には、別表に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。

（用語）

第二条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「情報システム」とは、ホストコンピューター、端末機、通信関係装置、プログラムその他のハードウェア及びソフトウェアの全部又は一部により構成されるものであつて、電磁的方法による保存をするためのシステムをいう。
- 二 「室」とは、情報システムを設置している室及びデータ記録媒体を保管する室をいう。
- 三 「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。
- 四 「データ記録媒体」とは、データを記録したディスク、磁気テープ、フィルム、カードその他の媒体をいう。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。